

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、事業環境が刻々と変化する人材紹介業界において企業価値の持続的な増大を図るには、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に添えていくことが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実に重要課題と位置づけています。

こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の向上を図ることと、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和PIパートナーズ株式会社	1,994,000	71.68
渡部 昭彦	446,000	16.03
神沢 裕	220,000	7.91
阿部 正之	20,000	0.72
大松 尊	20,000	0.72
高橋 秀樹	20,000	0.72
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社従業員持株会	12,000	0.43
中田 陽一	4,000	0.14
藤堂 誠	2,000	0.07

支配株主(親会社を除く)の有無	大和PIパートナーズ株式会社
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

資本構成及び大株主の状況は、平成30年3月7日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

他の取引と同様に、適切な社内稟議による承認プロセスをとることで、恣意性が介入する可能性を排除しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特段ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
星 文雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星 文雄			(株)国際協力銀行の元代表取締役であり、中長期的な企業価値の向上を目指す、上場会社の経営者としての広い知見を有しており、これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂きたいためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と内部監査部門の連携状況】
 常勤監査役と内部監査室長は常にコミュニケーションを図り相互連携を行っております。
 【監査役と会計監査人の連携状況】
 平成29年7月20日...平成28年度に係る監査結果の講評
 平成29年9月11日...平成29年度に係る監査役監査についてミーティングを実施
 平成29年10月13日...平成29年度に係る監査計画についてミーティングを実施
 【会計監査人と内部監査部門の連携状況】
 平成28年12月15日...平成28年度内部監査計画等についてミーティングを実施
 平成29年10月13日...平成29年度に係る監査計画についてミーティングを実施

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飼沼 健	他の会社の出身者													
平賀 敏秋	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飼沼 健			長年にわたり弥生株の代表取締役等を務めた経歴を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くことを期待したためであります。
平賀 敏秋			弁護士であり法律の専門家として高い見識と豊富な経験を当社の監査体制に活かして頂くことを期待したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員等について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役の総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部内においてサポート業務を兼任しております。管理部は、定時・臨時取締役会の開催に際し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配付するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には、迅速に対応する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

取締役会を中心とした自己規律のもと、社外取締役の選任、監査役会及び内部監査室、コンプライアンス委員会を設置することにより、適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図っております。経営判断につきましても、職務権限基準表に則り、重要性に応じて取締役会での承認事項とし、代表取締役単独で重要な経営判断、意思決定がなされない体制をとっております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名(社外監査役)及び監査役2名(うち、社外監査役1名)で構成されており、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査室からの報告收受等を行っております。

c. 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査責任者1名が内部監査を実施しております。内部監査は、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、代表取締役社長を委員長、常勤監査役、内部監査室長、業務部長を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催することとしており、事業活動に関連する潜在的なリスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定や再発防止策の立案、並びにそれらの取締役会へ上程や承認された方針・対策等の推進を主な役割としております。

e. 外部専門家

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社労士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討し、判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	前事業年度に係る株主総会招集通知は、1ヶ月前の5月26日に発送いたしましたが、上場後も、同水準のタイミングを維持しつつ、遅くとも法的期限である2週間前までに発送する方針です。また、上場後は株主総会招集通知の発送と同時にその内容をHPに掲載する方針です。さらに、その旨併せてTDnetにおいて開示する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	前事業年度に係る株主総会開催日は、6月26日で行われる第一集中日である6月29日より前倒して開催いたしました。上場後においてもより多くの株主の皆様へ出席しやすい総会開催日を設定する方針であります。具体的には、前事業年度に係る開催日を中心に計画しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主の利便性を勘案しながら、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりの実施を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成を勘案した上で、現時点においては議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)を実施しておりません。今後は、機関投資家の比率等を踏まえて実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題と認識しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	平成30年4月10日の上場日に当社ホームページ上のIRページに資料を追加予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部 取締役CFO 古屋 雄一郎が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)に基づいた情報開示を行ってまいります。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、当該基本方針に基づく内部統制の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な措置を講じるほか、当該基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 代表取締役が、内部監査室を直轄し、独立性を確保する。内部監査室は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、代表取締役及び監査役会に報告する。
- (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「内部通報ホットライン規程」に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

なお、現状の課題及び改善点としては、あくまで最低限の内部統制の整備・運用状況を評価する体制を構築しているのみで、今後、より一層評価体制の充実を図る上では、内部監査室等の人員の補充が必要であると認識しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、さまざまなリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」等に従いマニュアルの作成・配布、研修等を行い、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行う。

4. 当社グループにおける取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ全体の中期経営計画及び当社の年度事業計画は、当社取締役会において審議決定し、グループ各社の年度事業計画は、それぞれの取締役会において審議決定する。
- (2) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- (3) 取締役及び使用人の間で適時経営課題を検討し、取締役会における迅速かつ効率的な経営の意思決定を行う。
- (4) 「予算管理規程」に基づき、取締役会において月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。
- (5) 組織、職制、指揮命令系統及び職務分掌並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた経営組織に関する諸規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
- (6) 当社は、グループ会社に対し、当社の体制を参考として又はグループ会社の組織に応じて、取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断される重要な事項については「関係会社管理規程」に基づき、事前に当社取締役会において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の代表取締役をリスク管理の最高責任者、管理部長をリスク管理担当者として統括管理し、リスク管理について定める関連規定に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

グループ全体での会議を定期的開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査室が関連規程等に基づき各子会社監査役と連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 代表取締役は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備、運用、評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。

(2) 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況に対して監督する。

(3) 内部監査を担当する部署は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握・評価し、それを代表取締役及び監査役会に報告する。また、主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

(4) 監査役会は、業務監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役会への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役会に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。

(2) 内部通報があった場合には、「内部通報ホットライン規程」に基づき、社内通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役会に定期的に報告する。

(3) 当社グループは、監査役会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知する。

(4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性

に関する事項

監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(3) その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。そのほか会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

・反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断を目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の排除を図り、もって資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としております。具体的な体制としては、以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社グループは、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築し、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶しなければならず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

b. 責任者

反社会勢力に対応する担当責任者は、業務部長とする。

c. 取引先の選定

反社会的勢力を排除するため、新規取引先の選定にあたっては、契約書等において、反社会的勢力でない旨の確約を受けるものとする。

d. 紛争時の対応

反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、業務部は、弁護士又は都道府県警察、暴力追放運動推進センターその他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止する。

また当社グループは、別途当社グループが反社会的勢力が否かを調査し、該当または該当すると思われる企業と取引を行わないことを目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する調査マニュアル」を定め、以下の手続きを実施しております。

・業務部は、与信を経た企業または取引所管部門の担当者から依頼された企業に対し、日経テレコンの記事検索及びGoogle検索を利用し、暴力団、総会屋等の所定の検索ワードにより、組み合わせ検索を行う。

・検索の結果、対象企業が反社会勢力と思われる企業活動等を行っていると思われる場合には、関連部署と連携し、内容精査、詳細調査を行い、その結果、反社会的勢力だと思われる場合には、特防連、弁護士、株主名簿管理人等の専門家に相談し、適切な対応を図る。

・担当者は、取引開始から1年が経過し、今後も取引の継続が見込める取引先に対して毎年当該マニュアルに沿って反社会勢力が否かを調査するものとする。

なお、当該チェックの運用状況としては、内部監査室による内部監査実施時に対象部門が主となり締結している契約内容のヒアリングと反社会的勢力チェックの確認を行うだけでなく、契約関連を包括的に行っている業務部の内部監査実施時にも同事業年度に取引を行った契約先、契約内容及び反社会的勢力チェックの状況を再度確認しています。

当社が締結する契約書には、暴力団排除条項が挿入されており、反社会的勢力と疑わしき企業については締結時にスクリーニングするだけでなく、取引開始後においても当社側から契約解除を申し入れることができます。

株主、役員、従業員に関しては、管理部の人事担当が、当社との関係が開始された時点で、上記と同様の方法により、反社会勢力が否かを調査しております。

その他

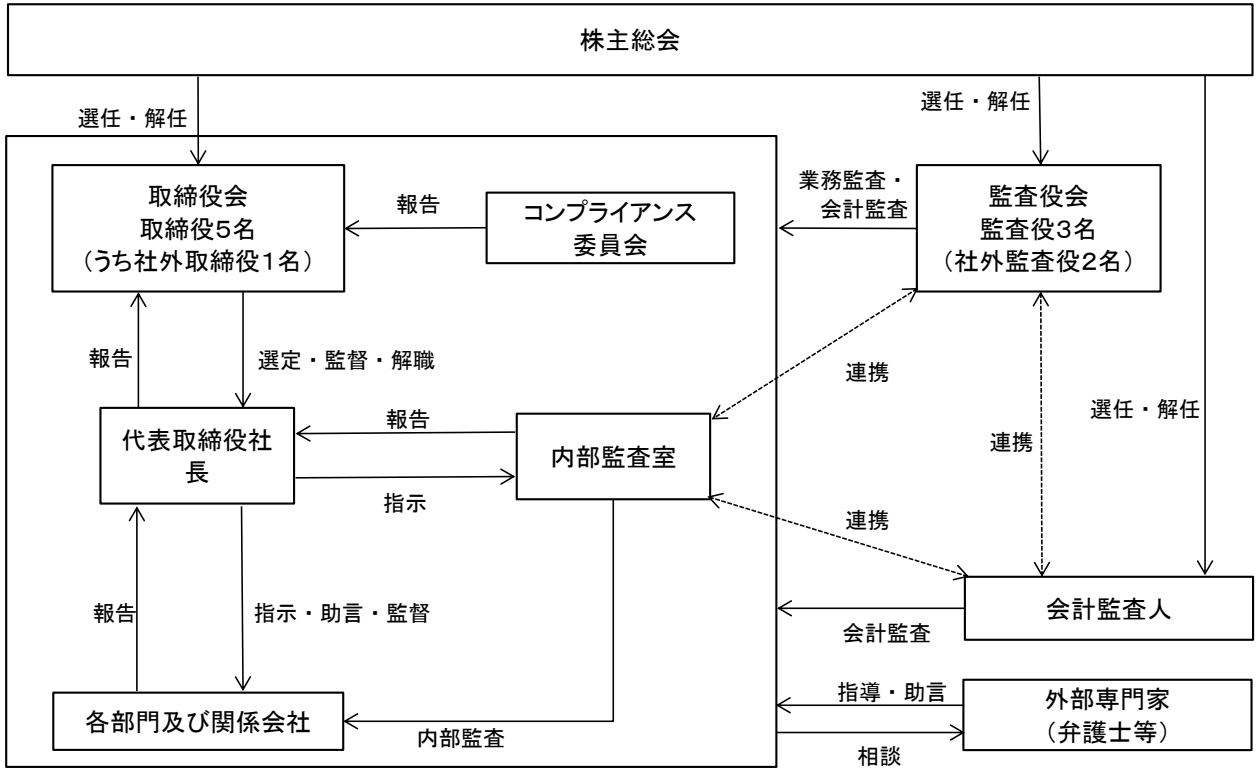
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

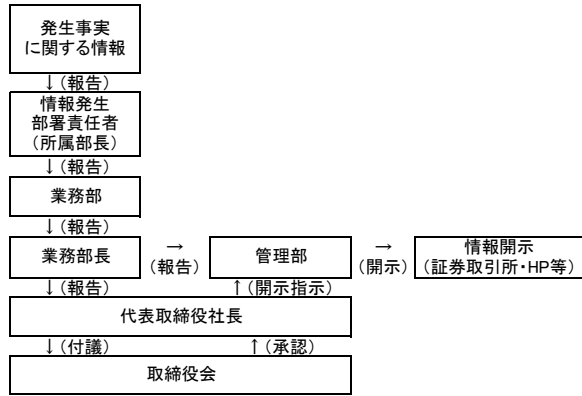
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

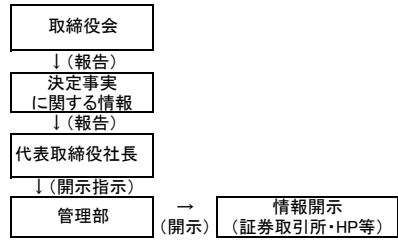
ガバナンス体制と開示体制については、下図をご参照ください。



・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



・決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



・決算に関する情報の適時開示業務フロー

